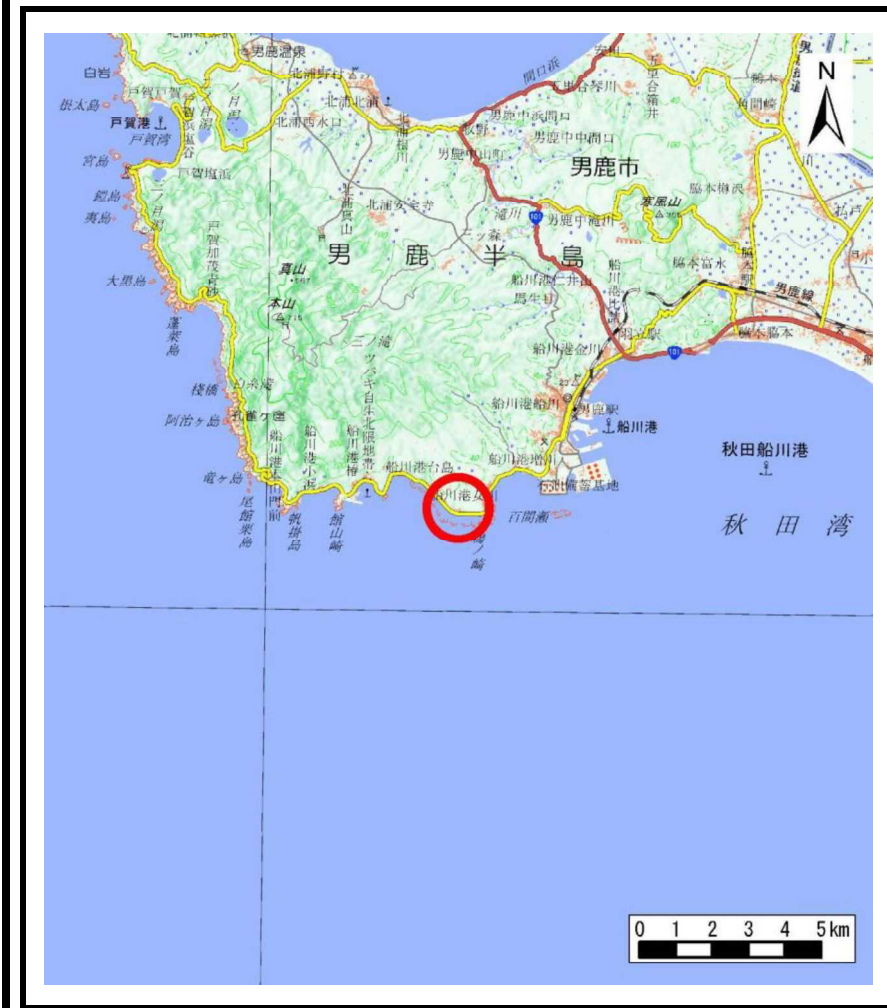
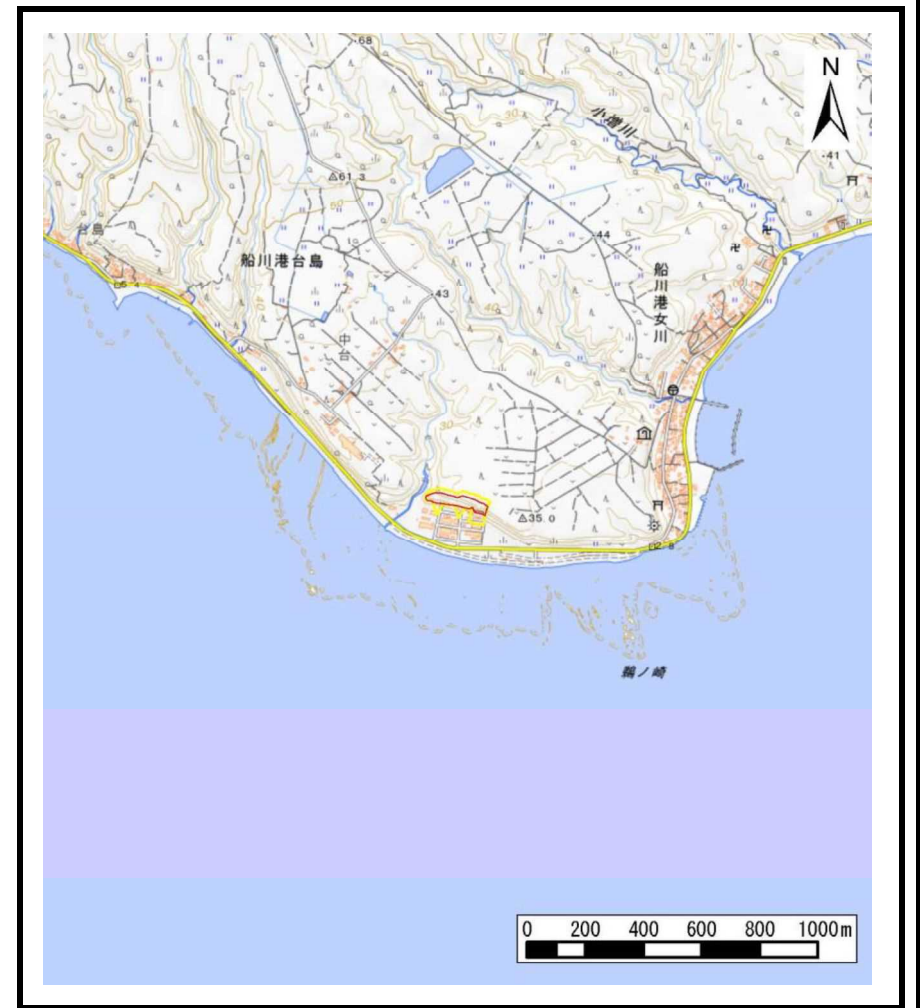


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



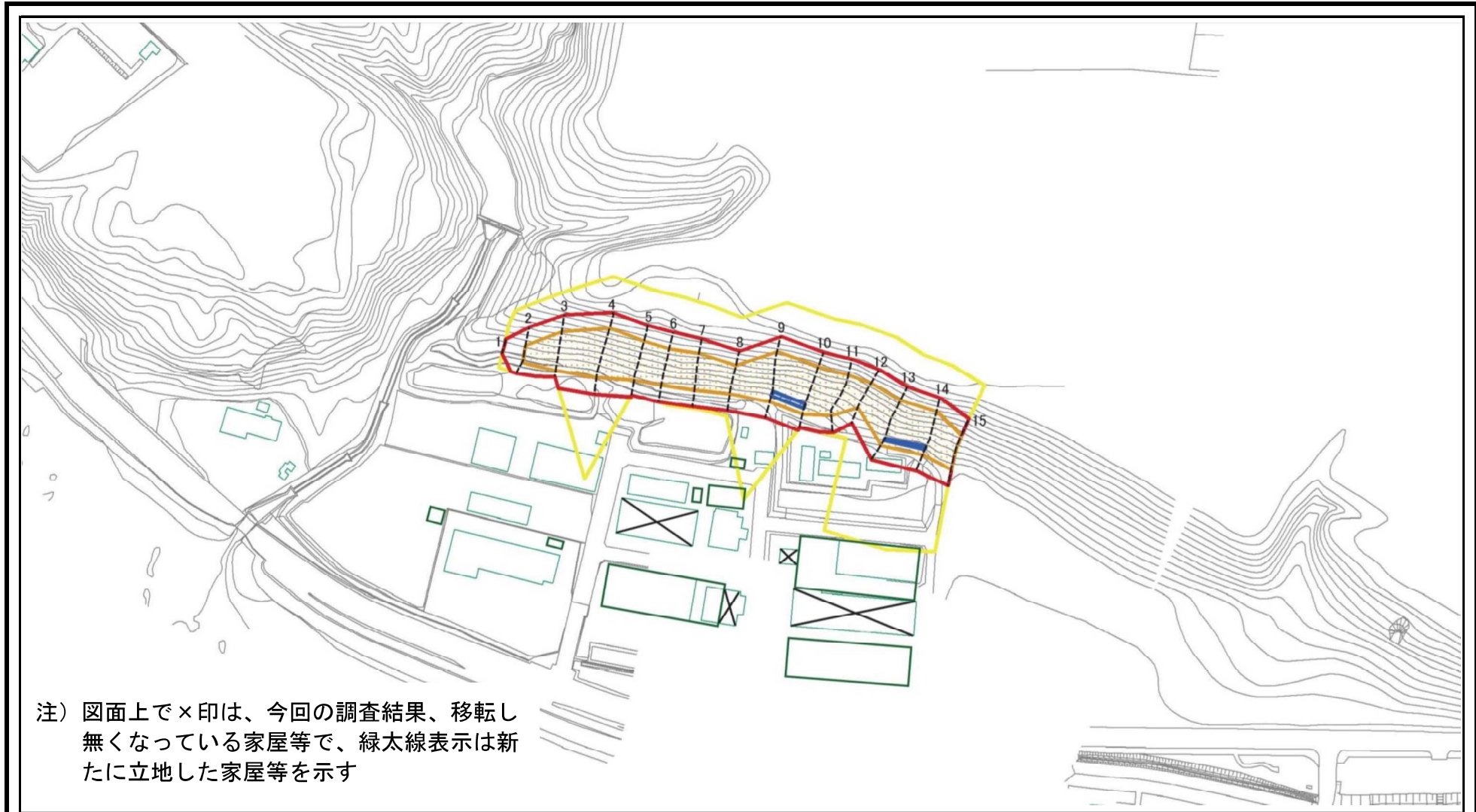
(1/25,000)

様式－1（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

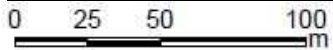
自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-587
箇所名	鵜ノ崎3号
所在地	秋田県男鹿市船川港台島字鵜ノ崎

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 1JH f 1066」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



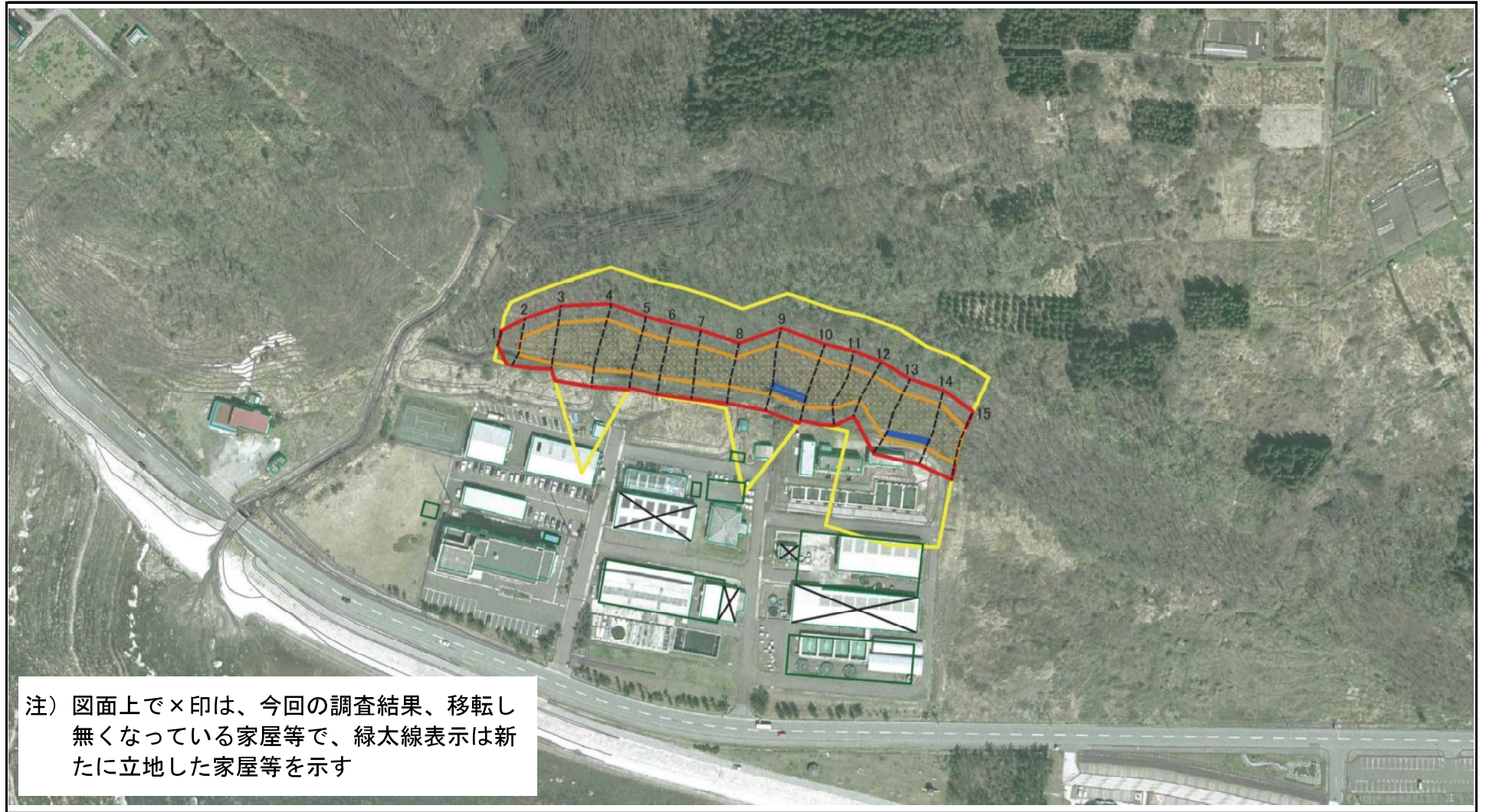
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	鶺ノ崎3号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字鶺ノ崎
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す

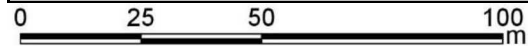
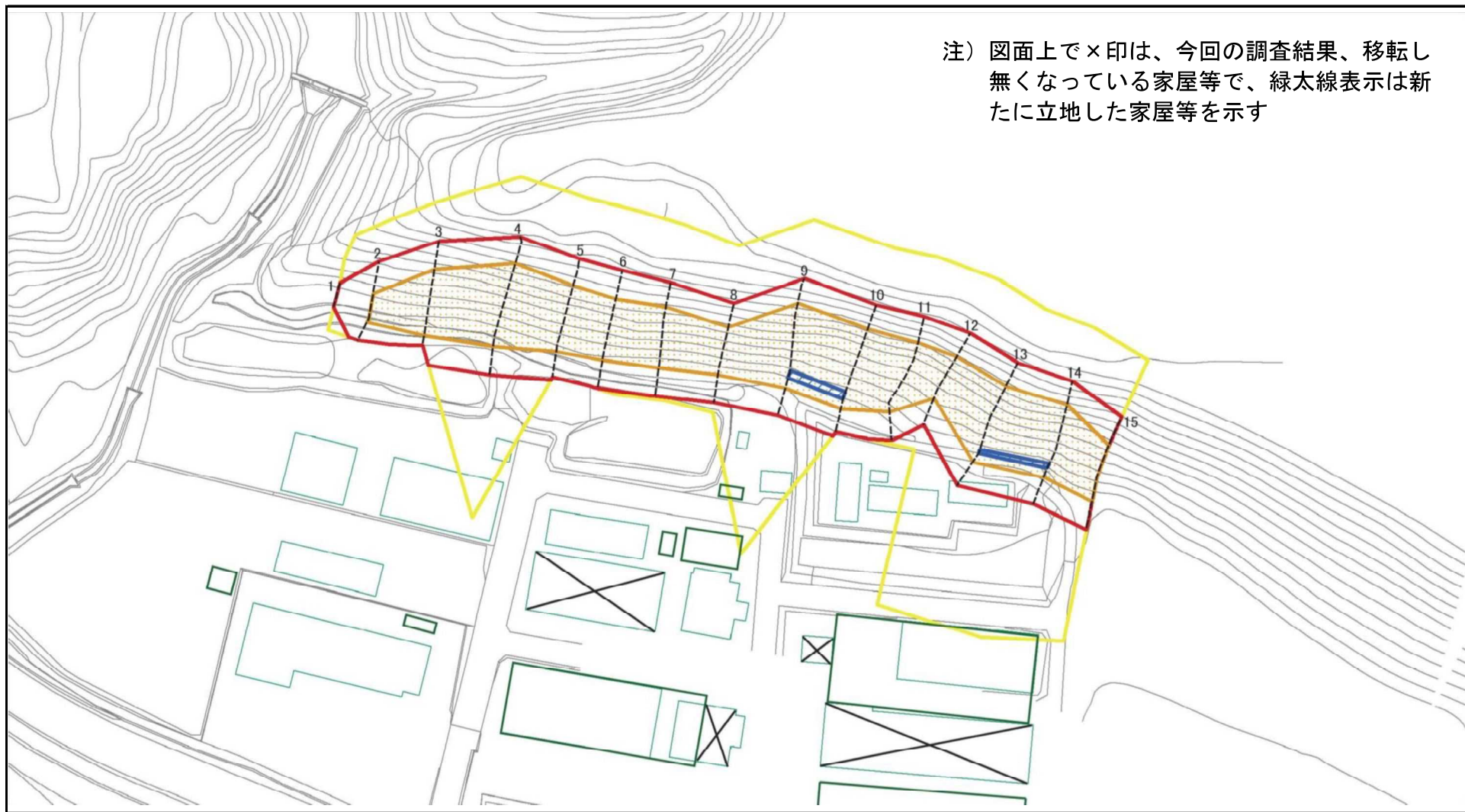


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域				告示番号	第403号	箇所名	鶺ノ崎3号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字鶺ノ崎	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域								

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-1）

注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す

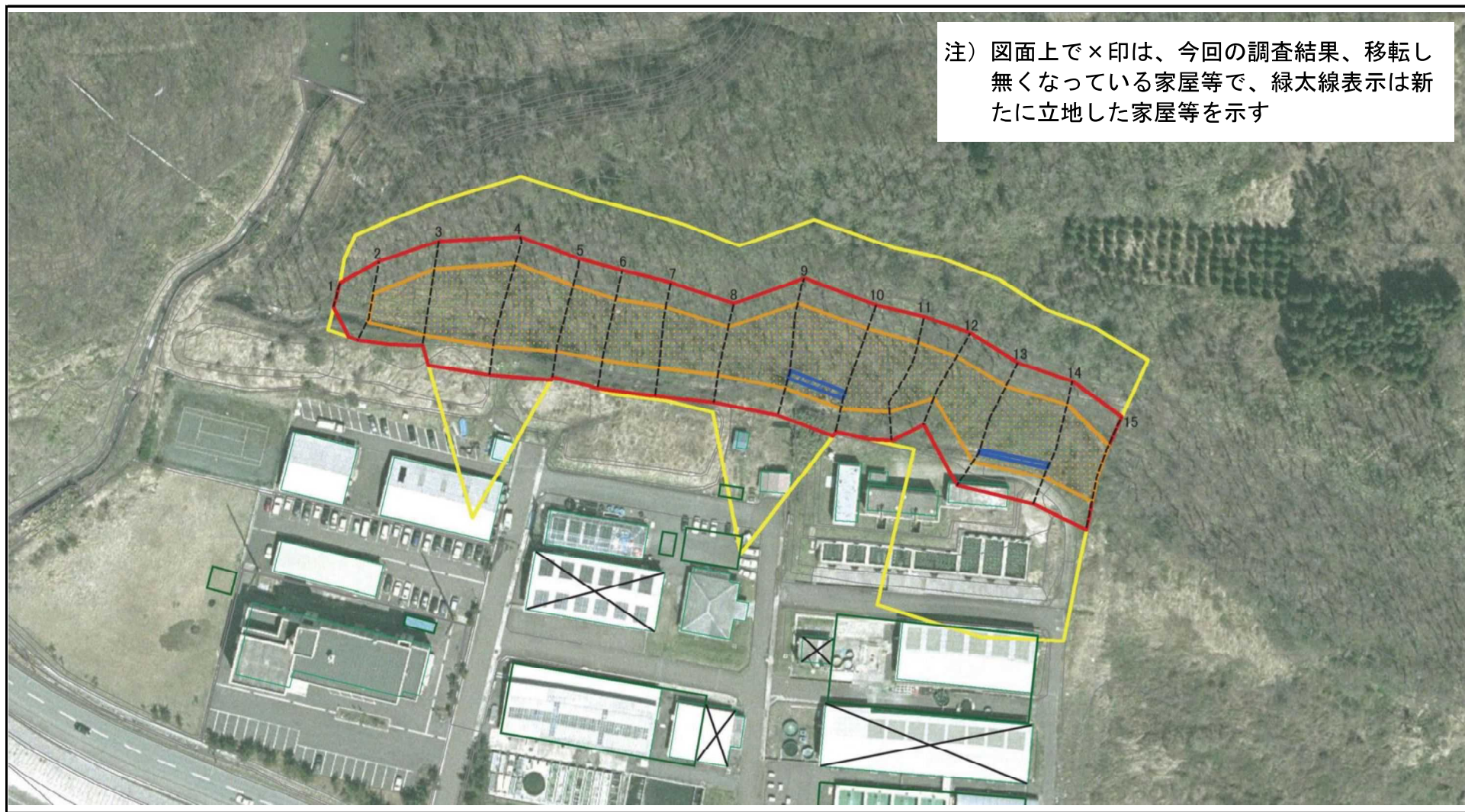


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	鶯ノ崎3号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域					字鶯ノ崎	
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-1）

注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し無くなっている家屋等で、緑太線表示は新たに立地した家屋等を示す

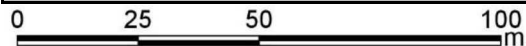
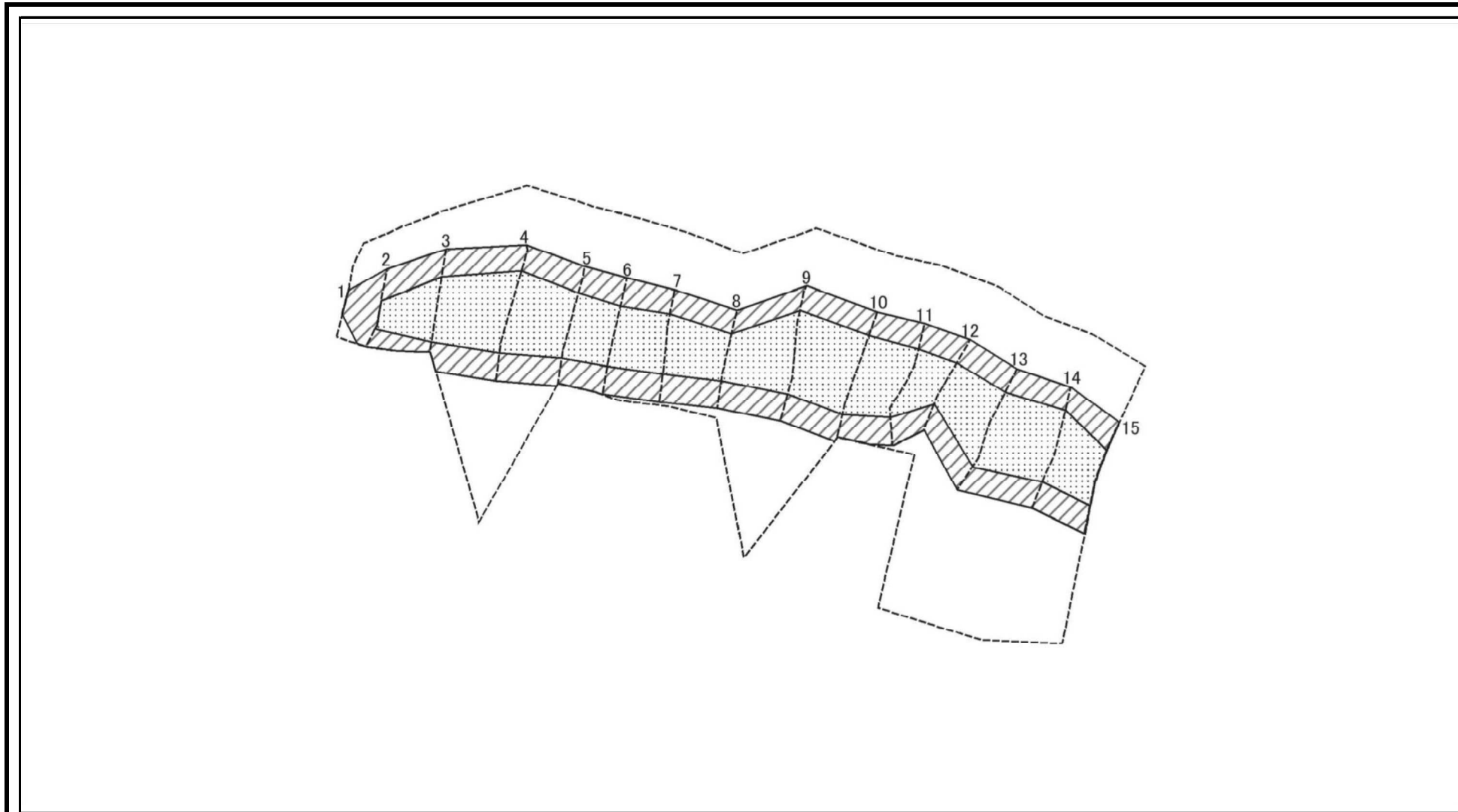


0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	鶺ノ崎3号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域					字鶺ノ崎	
	それ以外の区域						

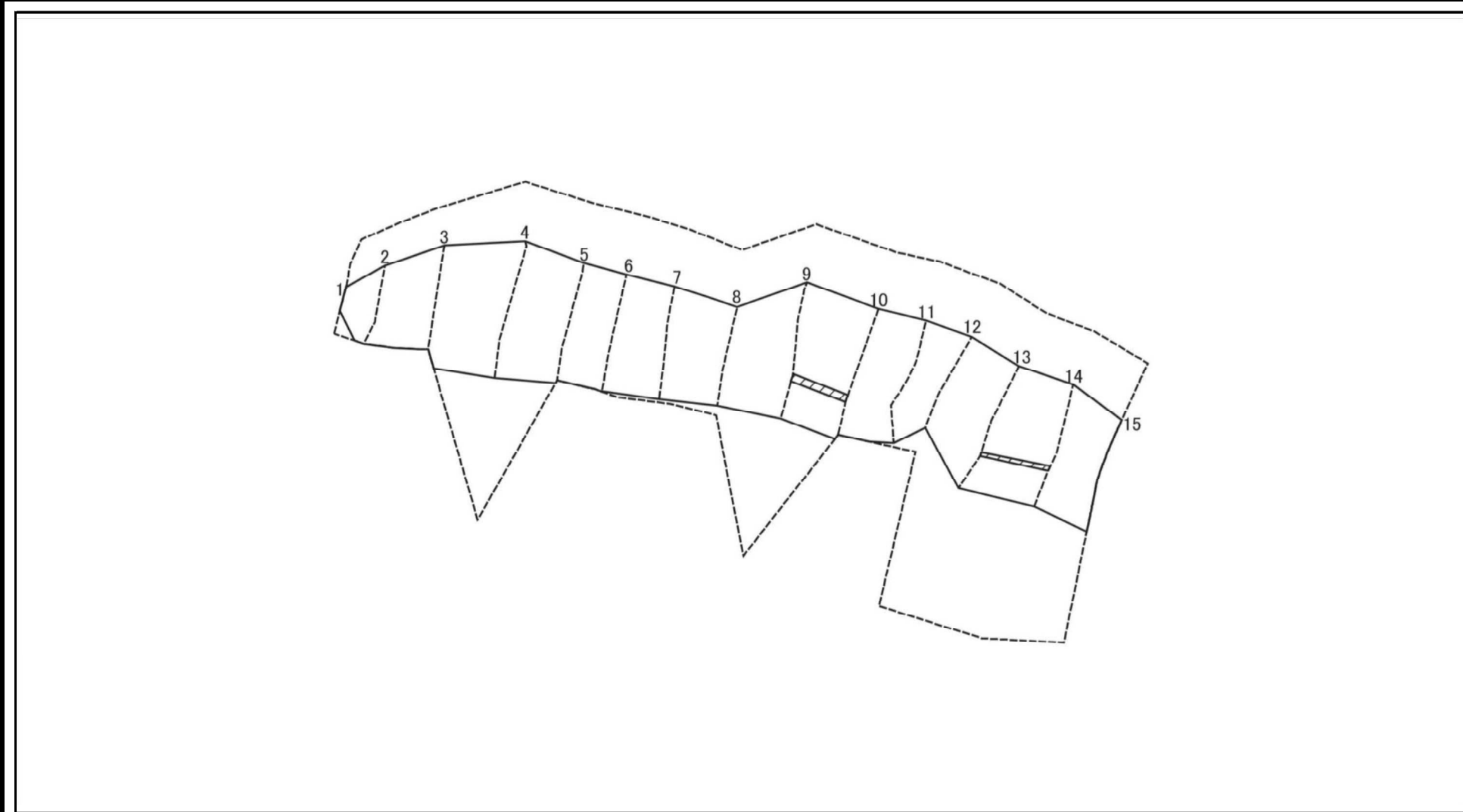
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-2）



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	鵜ノ崎3号
	それ以外の区域			告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字鵜ノ崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-3）



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		□	N ↑	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-587
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	▨		縮尺 1:1,500	告示番号	第403号	箇所名
	それ以外の区域		□	告示年月日		令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字鶺ノ崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ～ 2	-	-	100.00	1.00	-	-	11.30	2.24	～								
2 ～ 3	137.63	1.00	100.00	1.00	-	-	13.25	2.62	～								
3 ～ 4	145.45	1.00	100.00	1.00	-	-	15.14	3.00	～								
4 ～ 5	145.45	1.00	100.00	1.00	-	-	15.14	3.00	～								
5 ～ 6	139.58	1.00	100.00	1.00	-	-	13.38	2.65	～								
6 ～ 7	141.10	1.00	100.00	1.00	-	-	13.90	2.75	～								
7 ～ 8	141.10	1.00	100.00	1.00	-	-	14.21	2.81	～								
8 ～ 9	147.90	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	～								
9 ～ 10	148.44	1.00	100.00	1.00	15.56	3.08	15.16	3.00	～								
10 ～ 11	148.44	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	～								
11 ～ 12	142.91	1.00	100.00	1.00	-	-	13.48	2.67	～								
12 ～ 13	146.59	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	～								
13 ～ 14	148.72	1.00	100.00	1.00	16.06	3.18	15.16	3.00	～								
14 ～ 15	148.72	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
～									～								
様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類			急傾斜地の崩壊			箇所番号			Ⅱ-587							
	告示番号			第403号			箇所名			鶯ノ崎3号							
	告示年月日			令和2年9月25日			所在地			秋田県男鹿市船川港台島字鶯ノ崎							